

研究ノート

大阪堂島米商会所の取引方法と実況

—明治9年から13年まで—

津 川 正 幸

1

一般に取引所は需給の投合を容易にし、大量の需給を敏速に消化する機能を有するものである。したがって、取引所とは、(1)代替性のある有価証券又は商品を、(2)見本・銘柄または標準物によって、(3)高度に定型化された取引方法で、(4)限定された取引人により、(5)同一人が売と買と双方の売買行為ができる、(6)先物取引と差金決済取引可能の投機市場であるとされている¹⁾。

米商会所も上記の定義にもれるものではない。大量取引のために、運送・移転・長期保存の可能な適性物件である米穀を取引対象とし、堂島の場合は摂津中米を標準として、他産地米を格付けして売買取引した。取引人は条例・規則によって限定された特定の米仲買人であって、かれらは自己または会所外の委託をうけて米穀を売買し、たんなる売買による中間差益や手数料収益をうけることを目的とするのみではなく、将来における米穀相場の変動を予測し、その相場の変動による差額を利得しようとしたからである。

こうした米穀取引の目的が達せられた堂島米商会所の取引方法は、「申合規則」に定められたとおり、「売買米取引ハ現場ト定期ト二様ニ分」けられた取引の最長期限を3ヵ月とする限月米の定期取引と、それからおこる現場取引、すなわち旧堂島米会所以来おこなわれてきた限月定期取引における日仕舞取引にあたるもので、単純な現物取引ではない。双方ともに摂津米を標準とし、取引単位は10石をもってする競売買をおこない呼値の単位は1石をもってし、格付代用米受渡しを認めた取引方法であった。しかし当初は、「甲ヨリ乙ニ売リシ米ヲ乙ヨリ甲ニ買戻シ」、「甲ノ乙ヨリ買ヒシ米ヲ甲ヨリ丙ニ売ル」（堂島米商会所申合規則第1条）場合の買戻し、転売のほかは、「最初ニ定メタル期日ニ至テハ

必現米金ノ受渡ヲナスヘシ」と「実物受渡主義」をとり、差金取引を認めなかった。しかし後述する明治13年の大取組による混乱を契機に規則が改正され、取引方法も見本米による現米直取引と定期取引との二種類となり、定期取引は約定期限にいたって現米・現金を實際に受渡しする方法と、期限内に取引を完結するか、または買解・売解によって取引を解約し、差額金の授受による「差金決済」が認められる方法となった。

まず定期取引・現場取引の売買立会手続および定期・現場勘定方の取扱い手続の概畧をみよう。

売買米立会手続²⁾

1, 壹番立会

寄付	午前8時	} 撃析 7
鱗	午前10時撃析	
引方	午前11時30分	鐸鳴
留	正午12時	鐸鳴

1, 貳番立会

寄付	午後4時	撃析 7
引方	午後5時30分	鐸鳴
留	午後6時	鐸鳴

但、日ノ長短ニ因リテ延縮スルコトアリ、且貳番ニ於テ売買シタル石数、自然売買元帳附込ミ為シタル分ハ、翌日 壹番寄付迄ニ附込マシムル事。

1, 右刻節ノ立会直段及最極点高下ノ直段トモ、市場取締月番仲買ヨリ、書取ヲ以テ会所ニ差出サシムル事。

1, 壹番場及前貳番場ニ於テ立会売買ノ石数ハ、本日午後1時ヲ限り、差出書（売買取引書）并ニ定期米ニ係ル分ハ証拠金ヲ副エ届出スルヲ規トス。若シ此ノ時限ヲ經過スルモノハ、之レヲ朝入ト看做シ、10石ニ付金3錢、過怠金ヲ徴収スルノ申合ナリト雖モ、多数ノ売買ヲ為シタル時ハ、實際ノ上例規ノ刻限ヲ以テ届出スル能ワス、為メニ多少展延スル事アルモ之ヲ黙許寛恕シ、過怠金ノ沙汰ニ及バス。但午後3時ヲ過ギテ届出スルモノハ、之レヲ朝入トシ過怠金ヲ徴ス。

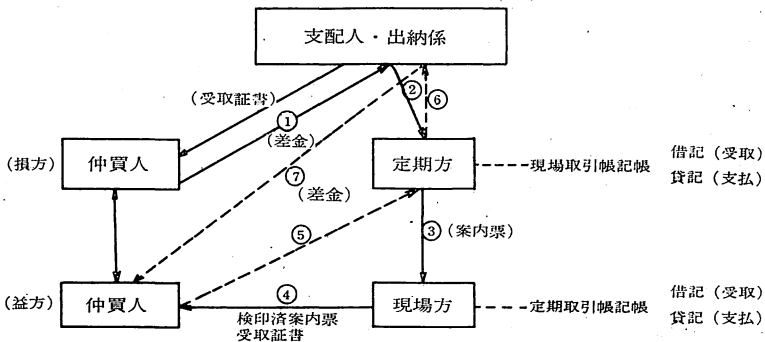
1, 午前8時ヲ期シテ諸役員市場所ニ出派シ、撃析ヲ以テ寄付立会ヲ始メ、其時売買シタル直建ヲ以テ、市場目附并ニ市場取締立会ノ上寄付直段ヲ定ム。

1, 概ネ午前10時ヲ以テ寄付直建ヲ看板ニ記載シ、之レヲ市場所ニ掲出スル時ヲ期トシ、鱗時直建ヲ定ム。之レヲ定ムルノ手続ハ、前条ノ手続ニ殊ナル無シ、以下之ニ準ス。

- 1、午前11時30分、鐸鳴ヲ以テ引方直建ヲ定ム。
- 1、正午12時、鐸鳴ヲ以テ留直建ヲ定ム。但市場上ノ景状隆昌トシテ巨額ノ売買アリ、為メニ例時ヲ以テ留直建ヲ定メガタキ場合ヲ看認ムル時ハ、少シク之レヲ緩伸スルコトアリ。
- 1、留直建相定メ候後ハ、仲買トモ不残市場所退散之事。
- 1、概ネ午前12時30分ヲ期トシ、老番立会平均相場ノ直建ヲ掲出ス。該直建ヲ以テ本日ノ売買直建ト仮定シ、入米ヲ届出サシムル事。

但平均直段ノ算法ハ、本日老番寄付・鱗時・引方・留并ニ前日二番及本日老番立会ノ内、最モ極点ノ高下値段ヲ合算シ、之レヲ加減シ、実位ヲ得、以テ平均直建ト定ム、但厘以下四捨五入

以上のように、売買立会は午前・午後の一・二番の2部にわかれ、うちならされる撃析7点と「寄ます」の掛声で立会がはじめられる。競売買は定められた時間内に終了し、それぞれの刻節の高下値段が、いわゆる「板よせ」の方法によって取りめられる。すなわち一物一箇の法則が如実に人為的方法で実現されるわけである。その刻節の極点における高下平均の値建てが、それぞれ寄付値段・鱗値段・引方値段・留値段として市場看板に掲示され、売買当事者である仲買人から入米届の書類が提出された場合に、その取引値段が寄付取組分＝ヨ印・鱗時取組分＝ウ印・引方時取組分＝ヒ印・留メ時取組分＝ト印・高値＝タ印・安値＝ヤ印の「しるしわけ」をして記録保存された。取組が終了すると仲買人は定期取引については米商会所定期方に、現場取引については現場方にそれぞれ所定の届書を提出しなければならない。すなわち当事者の取引の記帳、照合、勘定がなされ、証拠金の納入の手続がなされる。現場取引では損益金あるいは残金の差引勘定があつて、受益者



が益金を受取り實際取引が終了する。いま現場取引の損益金授受の仕組みを図示すると、前図のとおりとなる。

この場合に定期方・現場方の分担する事務は、つぎのとおりである。

定期方取扱事務之概略³⁾

- 1, 仲買人ヨリ, 現場取引ヲ以テ売買シタル石数ヨリ生スル損金ヲ, 会所へ入金シタル時, 其正金ハ支配人ヲ經テ出納係ニ廻付シ, 該係ヨリ受取証書ヲ入金人エ交付セシメ, 而シテ定期方ヨリ案内發票ヲ以某ヨリ入金シタル旨ヲ現場方ニ通達シ, 現場取引帳へ借記ス。
- 1, 前同条ノ取引ヲ以テ売買シタル石数ヨリ生スル利益金ヲ受取ラン為, 仲買人ヨリ, 現場方検印済ノ案内票及受取証書ヲ持参シタル時, 其受取証書ハ定期方之レニ検印シ, 支配人ヲ經テ出納係ニ送致シ, 該係ヨリ受取人へ金員ヲ渡サシメ, 而シテ現場取引帳へ貸記ス。
- 1, 現場取引帳^{定期方ニ備エタル取引帳}ト, 定期取引帳^{現場方ニ備エタル取引帳}ト, 日々受払ノ金員ヲ対照計算ノ上, 該帳簿へ検印ス。

定期入米及取扱之事⁴⁾

- 1, 仲買人ヨリ, 前日二番及本日売番立会ノ両場ニ於テ, 売買シタル建解ノ石数「現場方差出書ニ表方ト記載シタル分」ヲ, 入米届書ヲ以テ, 建米ナラバ其石数ニ対スル規則通ノ証拠金并手数料ヲ副エ届出タル時, 其石数及一人名・直建等之レヲ候買入米帳へ登記ス。該帳簿ヨリ定期勘定帳・建米増減帳・証拠金帳・定期手数帳并過忘金帳（過忘金アラハ）等へ附上ケ, 而シテ現場方ト往復ノ上, 建解売買入米悉皆差出済ノ後チ, 該諸帳簿ヲ照査シ, 石合帳ヲ改算更録ス。
- 1, 売買入米帳ヲ現場方ニ送付シ, 其差出書ニ記載シタル表方, 即チ定期方ニ廻付サルヘキ売買ノ石数及人名ヲ消合セ, 合米ノ有無ヲ復命セシム。
- 1, 限月受渡ノ為メ, 会所附属倉庫へ備ヘタル格定米ハ, 米券ヲ製シテ預ケ主へ交付ス。該米券ハ, 本日摂津中米建直ヨリ三割ヲ減シ, 即チ七掛ケヲ以テ証拠金ノ代用ニ收受ス。
- 1, 証拠金・増証拠金・買米代金・手数料并過忘金トモ, 渾テ正金ハ支配人ヲ經テ出納係ニ廻付シ, 該係ヨリ入金人へ請取証書ヲ交付セシム。
- 1, 仕切則チ解米ノ後, 利益金及差引残金等ヲ受取ラン為メ, 仲買人ヨリ受取証書ヲ差出シタル時, 定期勘定帳ニ照対シ, 算勘計査シテ違算ナキ時ハ其受取書ニ検印シ, 支配人ヲ經テ出納係ニ廻付シ, 該係ヨリ金員ヲ受取人へ渡サシメ, 定期勘定帳へ記載ス。

- 1, 日々立会相場ノ高下ニ依リ, 其証拠金ノ半額, 則チ1石ニ付金30銭（5円ヨリ6円迄ノ相場ナルトキ）迄低落（買建米ナラハ）, 或ハ昂騰（売建米ナラハ）スル時ハ, 更ニ其半額ノ追証拠金ヲ差出サシム。
- 1, 受渡限月ノ末日ニ至リ, 其日迄ニ取組タル次期ノ結米ハ, 該日ノ申合ノ米直建ヲ以テ一旦仮リニ之レヲ仕切勘定シ, 更ニ翌月エ越米ノ手續ニ改正ス。
- 1, 限月売買米受渡済之上ハ, 其代金及証拠金・増証拠金共悉皆精算シテ之ヲ返付ス。其受渡除米不足之分ハ, 10日間平均直建ヲ以テ算勘ス。
- 1, 日々定期方ニ関スル諸帳簿ハ, 本日受払ノ金員ヲ出納係并支配人ノ帳簿ト対照シ, 違算無キ時ハ之レニ互ニ検印ス。
- 1, 期毎ニ諸帳簿ヲ新製ス。
右概略ニ御座候也。

現場売買米勘定方取扱手續之概略⁵⁾

- 1; 現場方ハ, 売買人ヨリ届出タル差出書「売買取引書」ト, 売買元帳ト照観シ, 其売買石数及値建并ニ人名簿ヲ突合検印シ, 而ル後一廉毎ニ算勘計査ヲ遂ケ, 謬失無キヲ看認ムル以上ハ, 其現場取引ヲ以テ売買シタル石数及右ニ属スル現場手数料金トモ, 之ヲ現場手数帳ニ登録シ, 其損「方言〜フミ」・益「方言〜スクキ」金ハ入金帳・出金帳ヘ登記シ, 現場差引帳「現場勘定元帳」各名口取部内ノ差引尻ヲ算勘シ, 損金ヲ払フニ足ルノ残金アルトキハ, 得益者ノ部内ニ入記シ, 被損者ノ部内ニ出記シテ差引ニ計算ス。若シ現場差引帳ニ於テ, 其損金ヲ払出スヘキ差引尻残金無之トキハ, 直ニ使ヲ致シテ入金ヲ促ス。被損者ヨリ損金ヲ定期方ニ入金シ, 定期方ヨリ入金ノ通報（入金手形ヲ以テ）アラハ, 現場方取引帳ニ貸記シ, 而ル後差引帳ノ受払ヲ精算ス。
- 1, 買ノ部ニ掲出シタルハ売建或ハ売解ナリ。売ノ部ニ掲出シタルハ買建或ハ買解ナリ。
- 1, 現場消合方ハ, 差出書ヲ算勘計査シタル後之レヲ点記シテ消合, 其定期ニ関スル分ハ（現場方差出書ニ表方ト記載シタル分）定期方ヨリ通報ヲ得テ消合ヲ為ス。
但シ, 消合計査ノ方法ハ, 売締ヲ以テ損益ヲ計算ス故ニ, 売締ノ金員・買締ノ金員ニ過返スル時ハ利益ナリ。此ニ反スレバ損ナリ。且定期即表方ト記載シタル分買。
- 1, 売買元帳ト差出書ト照合シ, 若脱漏アルトキハ, 更ニ入米為致, 且名違等ノ誤失アルトキハ, 例規ニ照シ10石1銭ノ過怠金ヲ徴収ス。
- 1, 仲買人ヨリ利益金ヲ受取ラントスル時ハ, 現場方へ案内手形ヲ出サシメ, 差引帳ニ照シ, 違算無キ時ハ, 現場方ニ於テ案内手形ニ検印シ, 之ヲ定期方ニ廻付シ, 該金員ヲ受

取ラシメ、差引帳ニ出記シ、且現場取引帳ニ借記ス。

- 1、現場方取引帳ト定期方取引帳ト、本日受払ノ金員ヲ突合照算ス。
- 1、現場差出書計算上ニ時トシテ直違ノ過剰金アリ。或ハ不足金アリ。其過剰金ハ之レヲ一時預、其不足金ハ之レヲ徴収ス。爾後双方精算シテ勘定書ヲ差出ス時、之レヲ還付ス但、右直違ヲ生スル所以ハ、甲ヨリ乙へ5円50銭ヲ以テ売米シタルニ、乙は5円48銭ヲ以テ買米シタルト届出スルヨリ生スル差ニシテ、何レノ誤認ナルヤ之ヲ識判スルニ難シ。故ニ之レヲ割還スルノ法ハ、市場取締ニ於テ立會中、最極点高下ノ直段ヲ折半シ、言合直段ト号スル直建ヲ設、之レヲ標準トシテ、
- 1、前条々ノ手續ヲ整頓シタル後チ、売買ノ石数及手数量并ニ損益金ヲ精算結計シ、之レヲ現場方日計簿へ登記ス。
- 1、現場方ハ渾テ受払金ノ計算ヲ為スモノニシテ、其ノ正金ノ受払ハ定期方ヲ経テ出納係ヨリ受払スルモノトス。

なお、売買取引方法の基本的な規則および手續等については、「堂島米商会所申合規則」に第1条から第19条にわたって規定されている。

2

前述のような仕組で定期・現場2様の米穀売買取引がおこなわれたのであるが、明治9年11月開始以後、年をへるに従って取引は漸次旺盛におもむき、西南戦争勃発の前後から定期米の売買取引は活気をおびてきた。すなわち、定期米取引活発化を刺戟した要素は、西南戦争に際して明治政府が軍用米の買上げを実施したこと。あるいは九州地方の農家が戦乱を予想して投売の出穀をおこなったこと。あるいはまた、明治政府の米価騰貴策および地租改正政策につながる措置として、地租半額の米納を許可し、地方庁への預り米制実施を通達したことによって、農家は米を売り急ぐ必要がなくなったために、市場への出穀が一時的に減少をきたしたことによるものである。他方、政府は、西南戦費を支弁するために、新紙幣2,700万円、銀行紙幣1,500万円を増発した。これによって経済界はインフレーション的情况がひきおこされ、かえって米穀取引に投機的色彩を強める結果となった⁶⁾。

全国産米收穫高は8、9、10年と打続く豊作であったにもかかわらず、このようにしてもたらされた景気上昇の市況は、翌11年にも引続き、同年の金祿公債の下附、翌12年の株式取引所における金銀貨幣の売買許可、金祿公債売買の解禁、銀行の増設、紙幣の増発な

第1表 堂島米商会所米穀売買高表

(単位 石)

年次	上半季	下半季	合計
明治9年		329,540	329,540
10年	11,768,170	14,134,100	25,902,270
11年	13,305,010	19,063,110	32,368,120
12年	10,282,430	13,278,520	23,560,950
13年	5,875,820	136,140	6,011,960
備考 明治9年は11月1日から12月31日まで 明治13年上半季は1月1日から4月12日まで 同年 下半季は10月1日から12月31日まで			

第2表 大阪堂島定期米相場

(1石建、単位円)

年 月	当 限			中 限			先 限		
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
明治11年平均	5.62	6.04	5.39	5.82	6.12	5.56	5.82	6.10	5.61
明治12年平均	7.76	8.29	7.34	7.69	7.97	7.18	7.24	7.61	6.91
明治13年平均	9.84	10.30	9.38	9.93	10.48	9.47	8.94	9.39	8.43
1 月	8.21	8.60	7.88	8.29	8.64	7.87	8.34	8.75	7.87
2 月	8.73	9.07	8.49	8.69	9.24	8.47	8.87	9.24	8.40
3 月	9.07	9.59	8.55	8.75	9.19	8.53	8.83	9.32	8.55
10 月	10.59	11.00	9.80	10.75	11.45	9.70			
11 月	11.47	11.85	11.07	11.85	12.25	11.46			
12 月	10.95	11.72	10.51	11.27	12.11	10.82			

どの諸要因がかさなって、市況はいやがうえにも上昇し、数年来の大景気を呈するにいたった。やがて明治13年には前年来の景気はその頂に達した。

堂島米商会所の売買高の増加が如実にこのような傾向を示している。上の第1表⁷⁾に示したとおり、明治10年の年間売買高は2,590万石、とくに7、8、9月の3ヵ月はそれぞれ300万石余の取引があった。翌11年には各月の取引高は250万石前後で年間3,200万石を上廻った。しかしつぎの12年は取引は伸長せず2,350万石余に止まった。ところが石当りの米価についてみると、第2表⁸⁾に示すとおり11年には当月限で5円62銭であった平均価格は、12年には最低7円34銭、最高8円29銭の平均7円76銭に上昇し、さらに13年には

10円台を上廻るほどになった。この米価概況と暴騰の原因について、「明治年間米価調節沿革史」の表現をかりると、「明治10年半バ以降、米価ハ政府ノ調節策ニ依リテ漸次活況ヲ呈セントスルノ兆アリ。11年ニ入りテハ1月一時低価ヲ示シタルノミニシテ翌2月直チニ6円台ニ上リ、以後騰貴ノ歩調何トナク確固タルモノアリ。加フルニ関東、関西、九州等ハ風水蝗害ヲ蒙リ、秋收2,500万石ニシテ所謂鎌入不足ノ声高ク、同年11月遂ニ平均7円30銭ニ上レリ。翌12年前半期ニ於テモ同様ノ傾向ヲ続ケ人心不穩ニ傾キシガ、当時ハ単ニ前年ノ凶作、同年麦作ノ不良ノ結果ナリト為セルニ止マレリ。然ルニ同年後半期ニ於テハ単ニ東北地方ニ水害アリシ外、一体ニ氣候適順3,200万石ノ豊稔ヲ告ゲタル程ナルニ拘ハラズ、米価ハ少シモ低落ノ模様見エズ、却ツテ益々騰貴ニ向フノミニシテ、年初以来7円台ヲ上下セシモノ7月更ニ8円20銭9月9円ニ進ミ、続イテ翌13年4月10円20銭ニ7月11円50銭、8月12円20銭ト奔騰ノ勢低止スル処ヲ知らズ、其ノ状真ニ恐ルベキモノ有リ、同年末月ノ平均ハ遂ニ未曾有ノ高価12円50銭ニ達セリ。而シテ如斯キハ単リ米価ニ止マラズ凡ユル物価悉ク然ラザルハ無カリキ。

暴騰ノ原因如何ヲ尋ヌルニ是全ク西南戦役ニ際シ征討費支弁ノ必要上発行セラレタル夥シキ紙幣ガ齎セル通貨大膨張ノ影響ナリト断ゼザルヲ得ズ。」という状況であった。

こうした米価騰貴の市況のなかで、堂島米商会所の売買取引においても、やはり12年末から13年にかけて、異常の事態が出現した。すなわち、「12年来騰貴を続け来りし米価、13年春に至り未曾有の高値となりしは、必意相場師の買廻りの為めなりとし、五代友厚一派は社会政策的見地より、貧民救済の為め売方となり猛烈に売りあげせたり、磯野小右衛門一派は屈せず買向ひしも、売方優勢にして3月29日に至り市場の形勢不穩となり乱高下を演ぜしにより、遂に立会を中止臨時増証拠金を徴収することとなり、之が為め不利の立場に陥りし買方は異議を唱へ、市場は混乱紛擾を極めしかば、4月13日政府は遂に取引停止を命じ、爾来6閱月、10月1日に至り漸く解停せり。

斯く如く紛議は結て解けず、藤本清兵衛外4名は、頭取芝川又平、副頭取玉手弘通、理事角田富次郎、肝煎兼松房次郎外2名を相手どり訴訟を提起せしも、判決の結果被告は罪とす可き廉無しと判定すとの申渡しあり、一件結了せり。」⁹⁾といわれるように、騰勢に乗じた磯野小右衛門一派の仲買人達の買廻りによって米価は昂騰し、これを抑えんとする五代友厚・広瀬幸平・阿部彦左郎・杉村正太郎等一派の売崩しがあり、開設以来はじめての相場乱高下を経験した。結果的には、五代友厚派の策が功を奏し、買方を金融窮迫に追込んで、解合手段によって取組を解消せしめた¹⁰⁾。この売買中止一件の経過をいまいし詳細にみよう。

3

結果的に、売買中止を告げなければならなかった明治13年3月29日の定期取引は、通常どおり定刻午前9時に発会した。ところが、「非常ノ相場ニテ実ニ穩カナラザル勢況」の出現するにいたり、事態の收拾を懸念した米商会所役員は、最終的手段である売買中止によって、これをとりおさめようとした。発会直後から次のように30分おきに広告¹¹⁾した。

広 告 甲 1 号 (午前9時揭示)

3月限・4月限・5月限3期トモ売買発会一時中止候事

13年3月29日 米商会所

広 告 甲 2 号

本日中止已前既ニ売買取組候者ハ、市場水帳エ記入ヲ請ヒ可申候事

13年3月29日 米商会所

広 告 (午前10時市場所へ揭示)

会所申合規則第7条第1項諸証掘金ノ掛ケ合ニ於テ云々ノ条ヲ左之通改正致候

第1項 諸証掘金ノ差入レ方ニ於テ、若シ其定則若クハ会所ヨリ報告ヲ受ケタル際ニ至リ差入サルトキハ、其石高ヲ相手方ノ総石高エ割当て、仕切解米ヲナサシメ、其直違損金ハ違約ノ償弁トシ、証掘金悉皆ヲ相手方へ配賦シ、其仲買人ハ違約ヲ以テ論シ、身元金ヲ没収シ併テ除名スヘシ。之ヲ以テ会所ノ義務ハ解除シタルモノトスヘシ。

但シ本項ノ場合ニ於テ、其違約米仕切ノ手續ハ、配賦金ノ高ニ当ル直段ヲ以テ解米ヲナシ届出サシムヘシ。

同規則第5条中へ左ノ1項ヲ追加ス。

第2項 非常ノ乱高下或ハ不穩当ノ所業ト見認ルトキハ、肝煎ノ衆議ヲ以テ一時其立会ヲ中止スル事モアルヘシ。

右之通改正及増加之義出願候処、許可相成候ニ付、当3月限4月限5月限売買トモ、本条之通施行致候間此段及広告候也

13年3月29日 米商会所

広 告 (午前10時30分揭示)

本年4月限相場非常之乱高下ニ付、申合規則第4条第2項ニ照シ、通常証拠金之外、本日午後5時限り、臨時増証拠金トシテ、売買主双方ヨリ米10石ニ付更ニ金25円宛差入ルヘシ。若入金ヲ怠ルトキハ、申合規則第7条1項ニ照シ処分スヘシ。右及広告候也

13年3月29日 米商會所

広 告 (午前11時揭示)

1、4月限取組米、本日午後5時迄ニ、双方之相對ヲ以テ解米致シ届出候分ハ、入米ノ手續ヲ為スヘシ

3月29日 米商會所

広 告

本日相場非常ノ乱高下ト看認候ニ付、一時中止致候処、3月限取組米ハ明30日例刻ニ發會為致候条、此旨及広告候也

13年3月29日 米商會所

このような揭示は、臨機応変に出されたものというよりも、會所側としてはその機を待しての予定の行動であったといわなければならない。すなわち、前年12月年末より買廻りの多勢に対し、売崩しを策して数十万石を売出した五代派の努力は、相場引下げ市場安定のなく、かえて火に油をそそぐが如くに、米価を上昇させる刺戟となった。そこで、買いに対する売りの正攻法ではなく、他の方法によって乱調の收拾をはかろうとし、會所役員にそのことを依嘱して、証拠金調達の金融面でなそうとした。すなわち、まずそれに関する「申合規則」の改正である。前掲の午前10時揭示の広告がそれであるが、米商會所記録¹²⁾によると、

「3月29日午前9時30分、大阪出張常平局ヨリ左之通被達候」

其會所規則改正願、本月17日府庁ヲ經テ本省エ差出候分、去ル26日許可相成候ニ付、即日ヨリ実施差支無之旨達方有之候様、過刻府庁へ及照會置候条、此旨為心得及内達候也。

明治13年3月29日

常平局御用掛

河鱒大藏少書記官

との記録がある。同伴に関する大阪府庁からの通達によると、本省からの内達は、「常平局エ電報在之」としてされている。改正規則を即日より実施差支なしとの内達が、偶然に時を同じうして達せられたものであれば、話しはあまりにも都合よくできすぎている。売買中止実施のことがあるを期して策がねられたものであろう。そのためには、改正前の申合規則第5条・第7条によっては、

第5条 非常ノ事件ニテ数日休商イタス程ノ時変之レアラハ、売買取組米10石＝付代価高ノ3割（100円＝付30円）宛雙方ヨリ増入金掛合セ取組米建置クヘシ。最モ休商中売買主雙方示談ノ上、更ニ売買ヲ為シ届出ルハ此限ニアラス。

第7条 諸証拠金ノ掛合セニ於テ、若シ其定刻ニ差入レサル時ハ、建米アル売米ハ之ヲ市場ニ買入レ、又買米ハ之ヲ売払ヒ、其者ハ除名シ身元金ヲ没収スヘキ事。

のように、なお売買双方の示談の余裕があり、違反者の売米は市場が肩代りをして買入れ転売しなければならないので、期するところの目的を達しえない。そこで3月17日に、改正願が提出され、おそらく改正案通りの許可方の督促の伺いがだされたであろうと推察される。

ところが、会所側の掲示広告による売買中止、臨時増証拠金の供託の処置に対し、まず勢を得た売方仲買人は、再三にわたって「伺書」を提出し、中止以前に実際取組がなされ、場帳に記入されて会所が認印を押している以上は、「売買取組米相場高低ニヨリ、証拠金定額ノ半高減スル直段アル時ハ、幾度ニテモ減スル処ノ追証金即刻入金スヘシ」（申合規則第4条第2項）の規定どおり、追証拠金を徴収すべきで、売買双方から増証拠金を徴収するのは順序を誤っている。すみやかに買方仲買人から追証拠金を徴収せよと会所に迫った。しかし会所側は、掲示通り増証拠金を徴収しても、なんら規則には抵触せず、追証拠金を徴収する目的がたちがたい相場の状態であって、不条理なことは何もないと、10石について25円宛を双方から差入させることを断行しようとした。優勢に乗じた売方仲買人は鈍さきをゆるめず、同日定刻をすぎた午後5時10分に、

伺¹³⁾

追証拠金并増証拠金之義ニ付、第3回書面ヲ以テ相伺候処、本日既ニ揭示致候上ハ、仮令如何様申出候共、揭示之通断然決行可致旨 幾度モ御口達之趣、就テハ午後第5時ヲ過キ、右証拠金不差入モノハ数百名ニ及ヒ候共、無論御揭示之通、毫モ御猶予無之御処分申ト相心得候。然ルニイマダ犯則人云々ノ御達方モ不承候付、此段為念相伺候

明治13年3月29日

武川 清右衛門

伊藤 富太
 籾 政七
 上野 喜兵衛
 浜崎 伊七

堂島米商会所

頭取肝煎御中

の伺書をもって、証拠金を差入れない買方仲買人の処分を迫った。もとより会所は、仲買人の犯則処分が目的ではない。午前11時の掲示広告に「双方之相對ヲ以テ解米致シ云々」の用意がほどこされていた。仲買人の間では、合田藤兵衛・秋田新兵衛の現米調査方の2人を取扱人にえらび「解米」の方法で事態の收拾をはかろうとした。すなわち、

依頼書¹⁴⁾

本日4月限非常相場ニ付、一時立会中止相成、売買仲買人双方ヨリ臨時増証拠金トシテ、10石ニ付金25円宛、午後5時限可差入旨掲示相成候処。何分俄ノ儀ニ付金調難出来大ニ困却罷在候間、8円10銭替ニテ解米ノ義、売方本主工御協議ノ御配慮ニ預リ度、御繁務中ニ候得共、前頭困難之際不得止御依頼仕候間、出格之御取計ヲ以テ、幾重ニモ熟談調議相成候様、此段御依頼申上候也。

明治13年3月29日

買方人名59名

榎谷重兵衛	進藤嘉一郎	月岡 正	山内 四郎	千草市兵衛	古谷弥三郎
津田伊兵衛	永並 忠七	松本鉄次郎	小林安兵衛	食満治兵衛	松本 甚七
丸尾直三郎	永井弥四郎	美濃 善作	木下 幸助	小野 清七	桑木吉太郎
巽 清兵衛	酒井 喜助	井筒平兵衛	長谷彦太郎	淡路加之助	紀井 弥助
中野武右衛門	松本伊兵衛	井上 常七	寺尾 楠弥	伏水 専助	高岡佐兵衛
上村幾三郎	柳 利兵衛	玉置治郎三郎	備中 豊蔵	三宅喜兵衛	河野留次郎
古林源次郎	北村 利助	武田嘉兵衛	川端 定七	鳥居 理七	福田源三郎
芦田 治助	住畠 嘉吉	亀田政之助	西山九兵衛	山本新次郎	福田由兵衛
井上豊太郎	伊藤 勝蔵	加賀清兵衛	青山源三郎	小林治一郎	吉岡勘三郎
川崎 喜助	二川 茂助	松生作兵衛	井上伊三郎	山内 熊蔵	

取扱人

合田藤兵衛殿

秋田新兵衛殿

前書之通貴殿ニ御依頼仕候旨ヲ以テ、御示談之趣承知仕、則本日 8 円10銭ニテ解米仕候
義実正也、依テ連印如件

明治13年 3 月29日

売方人名10名

浜崎 伊七 上野喜兵衛 藪 政七 福原孫兵衛 伊藤 富太

小山 豊蔵 水本 要助 柳 利兵衛 島津 清助 古和 直方

合田藤兵衛殿

秋田新兵衛殿

と「解米」の熟談が成立し、取引石数その他詳細は取調べ次第に届出ることとし、定刻
5 時までには買方59名・売方10名が解米了承を届出た。会所の意図した方策は効を奏し、目
的達成の端緒が開かれたわけである。ついで 3 月30日、会所は買方仲買人66名の市場立会
を一時差止め、うち 6 名は増証拠金未納犯則として、証拠金・身元金を没収し、仲買人除
名を申し渡した。これが後に裁判所に上訴された事件のきっかけである。

広 告¹⁵⁾

6,300石 藤本清兵衛 7,230石 橋本 治助

8,040石 西井 鉄三 400石 新田喜兵衛

4,320石 石田宇兵衛 850石 永松 逸三

27,140石

右人名本年 4 月限買立米ニ関シ、3 月29日申合規則第 4 条第 2 項ニ照シ、通常証拠金ノ
外、同日午後 5 時限、臨時増証拠金トシテ、売買主双方ヨリ、米10石ニ付更ニ金25円宛可
差入旨報告及ヒ候処、其時限ヲ怠リ差入レサルニ付、申合改正規則第 7 条 1 項ニ照拠シ、
該米ニ関シ会所ニ差入レタル証拠金ハ、悉皆売方総石高ニ配賦シ、其仲買人ハ違約ヲ以テ
論シ、身元金ハ会所ニ没収シ、其人名ハ除名ス。

右之通申渡候ニ付、此段及広告候也。

明治13年 4 月 5 日

米商会所

第3表 明治13年4月限解米割付一覧

買方違約人名	石 高 (石)	証 拠 金 (円)	代 金 (円)
藤 本 清 兵 衛	6,130	5,760	55,471.00
橋 本 治 助	7,230	6,507	63,403.30
新 田 喜 兵 衛	400	360	3,542.00
西 井 鉄 三	8,040	7,236	70,560.30
石 田 宇 兵 衛	4,320	3,888	37,547.10
永 松 逸 三	850	765	7,470.80
計	27,140	24,426	237,994.50
売 方 人 名	石 高 (石)	内解米割付高 (石)	勘定差金 (円)
上 野 善 兵 衛	24,430	15,810	13.572
奥 野 善 之 助	150	100	.086
島 津 清 助	50	30	.026
八 木 儀 兵 衛	10	10	.009
土 井 庄 次 郎	140	90	.077
上 野 喜 兵 衛	4,570	2,960	2.541
浜 崎 伊 七	12,210	7,900	6.789
澁 川 長 兵 衛	280	180	.155
古 和 直 方	100	60	.052
計	41,940	27,140	23.304
備考。売方惣石数エ5石ヲ票目トシテ4捨5入法ヲ以テ割賦ス 割付米10石ニ付 6.4711石 勘定不足米 0.2066石 。割付値段ハ違約人証拠金ヲ引去り、総平均値段1石ニ付 7.87円替 勘定端金 23.30円 但シ1石ニ付 0.008555円			

以上の処分へ承服しかねた藤本清兵衛外4名は、代言人小島忠里をたてて、臨時増証拠金の広告取消しの控訴をなし、大阪上等裁判所の判決を不当として、なお上告をなしたが結果はかれらの敗訴におわった。ところで売買双方の違約石高ならびに証拠金(通常)・売方総石高への解米割付高を一覧表にすると、後掲の第3表¹⁶⁾のとおりである。

さて、3月末の異常相場・売買中止は4月限の定期米売買についてであったが、その他先限の期米についても取引を中止しなければならない事情にあった。4月2日、立会を再開し、4月限については新規に建米をさせない条件で発会したが、5月限・6月限とともに、三期の約定米売買高は益々増加し、78,000石の巨額の取引があり、相場もそれととも

第4表 明治13年4月限 解米状況

日時(期間)	買方人名	売解高(石)	売方人名	買解高(石)	
4月15日	総計	14,650	総計	14,650	
	山崎重吉	120	上野喜兵衛	270	
	今西清次郎	50			
	斉藤藤吉	50			
	松岡利平次	30			
丹羽平助	20				
	差引	14,380	差引	14,380	
4月17日 } 4月20日	合田藤助	350	上野喜兵衛	350	
	福原孫兵衛	100	土井庄次郎	50	
	下川清平	70	上野喜兵衛	1,870	
	八木儀兵衛	290	浜崎伊七	990	
	山岡弥太郎	20	古和直方	40	
	伊藤久兵衛	400			
	野田新兵衛	50			
	野田新兵衛	420			
	植木新藏	170			
	松田辰之助	520			
	麻田柳之助	50			
	渋川長兵衛	100			
	丹羽平助	100			
	大塚藤太郎	50			
	和久伊兵衛	10			
	松代常七	200			
	浜崎伊七	400			
		差引	11,080	差引	11,080
	4月21日 } 4月23日	細野兵右衛門	200	上野喜兵衛	1,930
加賀助七		150	浜崎伊七	110	
小西仁兵衛		40	上野喜兵衛	750	
木村常七		210			
渋川長兵衛		70			
進藤嘉一郎		1,000			
新城熊吉		20			
藤本卯兵衛		200			
加賀市太郎		130			
加島大助		20			
北野平右衛門		600			
小西仁兵衛		150			
		差引	8,290	差引	8,290
4月24日 ~28日	島大助	20	島津清助	20	
	差引	8,270	差引	8,270	

第5表 明治13年5月限 解米狀況

日時(期間)	買方人名	売解高(石)	売方人名	買解高(石)
4月15日現在	總計	14,170	總計	14,170
	住 畠 嘉 吉	200	田 中 丑 三	1,500
	野 村 和 三 郎	1,080	備 中 豊 蔵	250
	備 中 豊 蔵	800	川 崎 喜 助	650
	中野 武右工門	50	高 岡 佐 兵 衛	170
	差 引	12,040	差 引	12,040
4月17日～ 4月20日	美 濃 善 作	100	井 筒 平 兵 衛	100
	木 谷 菊 次 郎	100	川 崎 喜 助	100
	差 引	11,840	差 引	11,840
4月21日～ 4月23日	高 岡 佐 兵 衛	200	高 岡 佐 兵 衛	200
	山 内 四 郎	200	浜 崎 伊 七	200
	川 崎 喜 助	100	川 崎 喜 助	500
	玉 置 治 郎 三 郎	400	上 野 喜 兵 衛	250
	住 畠 嘉 吉	200	田 中 丑 三	200
	田 中 太 七 郎	250		
	差 引	10,490	差 引	10,490
4月24日～ 4月28日	渋 川 長 兵 衛	750	上 野 喜 兵 衛	750
	住 畠 嘉 吉	800	川 崎 喜 助	500
	杉 本 甚 七	900	二 川 茂 介	300
	渋 川 長 兵 衛	810	上 野 喜 兵 衛	900
	同	360	同	500
	高 岡 佐 兵 衛	300	谷 沢 次 郎 平	310
			斉 藤 藤 吉	10
			川 崎 喜 助	40
			長 谷 彦 太 郎	300
			二 川 茂 介	310
	差 引	6,570	差 引	6,570
4月29日～ 5月4日	渋 川 長 兵 衛	750	長 谷 部 喜 三 郎	550
	杉 本 甚 七	140	浜 崎 伊 七	340
	長 谷 部 喜 三 郎	90	同	90
	同	190	細 野 兵 右 工 門	10
			小 林 安 兵 衛	180
	差 引	5,400	差 引	5,400

日時（期間）	買方人名	売解高（石）	売方人名	買解高（石）
5月6日～ 5月17日	渋川長兵衛	350	長谷彦太郎	350
	同	400	二川茂介	400
	同	150	小林安兵衛	150
	差 引	4,500	差 引	4,500
5月21日～ 5月24日	木谷菊次郎	750	二川茂介	750
	高岡佐兵衛	200	志摩惣兵衛	100
	川合由兵衛	100	室井滝三	200
	差 引	3,450	差 引	3,450
5月25日～ 5月27日	住 島 嘉 吉	150	杉 本 甚 七	580
	渋川長兵衛	50	二川茂助	200
	木谷菊次郎	1,570	福原孫兵衛	200
	渋川長兵衛	50	二川茂助	1,550
	河合芳兵衛	300	北村利助	50
	北野平右エ門	200	杉本甚七	870
	北村利助	50		
	金沢源兵衛	100		
	柳利兵衛	200		
	美濃善作	280		
	杉本甚七	100		
	金沢源兵衛	200		
	川崎喜助	200		
	差 引	0	差 引	0
5月27日	約定米悉皆解米相成候			

に奔騰し、6月限を例にとると、最高10円27銭5厘・最低8円68銭、平均相場で9円70銭の高値をよび、なおとどまるところを知らぬ情勢となった。あたかも3月末に経験した4月限の売買と同じ様相を呈するに至った。このことは、ひとり堂島米商会所のみならず、各地米商会所も連鎖的に同様の情況となったので、ついに大蔵省は4月13日に全国一斉に定期売買の停止を命じた¹⁷⁾。すなわち、堂島米商会所を例にとると次のとおりである。

堂島米商会所

其会所ニ於テ米穀売買之義、追テ何分ノ儀相達候迄停止可致、此旨相達候事。

但従前売買取組致候分ハ、申合規則ニ依リ処分可致事。

第6表 明治13年6月限解米狀況

日時(期間)	買方人名	売解高(石)	売方人名	買解高(石)
4月15日現在	總計	10,650	總計	10,650
	水本要助	280	若松新兵衛	50
	井筒平兵衛	100	松浦勇助	330
	差引	10,270	差引	10,270
4月17~ 4月20日	井筒平兵衛	100	松浦勇助	100
	差引	10,170	差引	10,170
4月21日~ 4月23日	木谷菊次郎	350	松浦勇助	350
	中丑三	600	木吉勇助	600
	伊藤弥兵衛	200	松浦勇助	100
	加賀	100	加賀	100
差引	9,020	差引	9,020	
4月24日~ 4月28日	渋川長兵衛	120	加賀助七郎	50
	上重要助	250	加賀市太郎	20
	渋川長兵衛	80	鶴島政七郎	50
	鶴島中太郎	300	鶴島政七郎	30
差引	8,570	差引	8,570	
4月29日~ 5月4日	山本勘兵衛	100	上野喜兵衛	100
	中丑三	1,200	同	1,200
	同	50	鴨庄兵衛	50
	同	660	野喜兵衛	500
差引	6,560	鶴島政七	160	
5月6日~ 5月17日	山本新次郎	160	松浦勇助	160
	北野平右衛門	90	上野喜兵衛	550
	田中丑三	460	差引	5,850
	差引	5,850	差引	5,850
5月21日~ 5月24日	田中丑三	280	上野喜兵衛	280
	渋川長兵衛	500	同	600
	福原孫兵衛	100	差引	4,970
	差引	4,970	差引	4,970
5月24日~ 6月16日	山本新次郎	40	川端定七	40
	中丑三	420	上野喜兵衛	420
	住中島嘉吉	100	上古和直	100
	同	100	北村利助	100
田中丑三	50	差引	50	
差引	4,260	差引	4,260	
6月17日~ 6月25日	柳田利兵衛	310	伊藤富太郎	300
	中丑三	40	鶴島政七	100
	住中島嘉吉	430	伊藤富太郎	700
	田中利兵衛	130	松浦新政	50
柳田利兵衛	190	鶴島新政	250	
田中丑三	400	北村利助	100	
差引	2,760	差引	2,760	
(残米渡方)	二川茂助	2,700	(残米受方)	
	川端定七	60	田中丑三	2,760
	差引	0	差引	0

明治13年4月13日

大阪府知事 渡辺 昇

其会所ニ於テ米穀売買之義停止候。付テハ従前売買取組中ニ係ル石数及ヒ其限月共、至急詳細可申出、此旨相達候事。

明治13年4月13日

大阪府知事 渡辺 昇

今般売買停止ニ付、売買主ニ於テ混雑候様之義有之候テハ不相済候条、双方解ケ合等申出候ハ、可成速ニ所分いたし、決シテ不都合之義無之様厚ク可致注意候。此段及内諭候也。

明治13年4月14日

常平局御用掛

河緒大蔵少書記官

以上が大阪府および常平局から受取った指令書である¹⁸⁾。米商会所は早速さきの4月限の例にならない、入米代価の3割の臨時増証掘金を同13日中に納入することと、示談で解米をおこなう者は入米手続をおこなうよう申し渡し、こののち3期約定米の「解米」が漸次すすめられ、5月限については5月27日に取組米のすべてが売解・買解された。また6月限については6月25日迄に売買米総高10,650石のうち7,890石が解米され、残米2,760石の実際受渡しがなされて、乱調をきわめた相場の乱高下は一応の落ち着をみた。その解米の経過は第4表¹⁹⁾以下に示すとおりである。この間何等の抗議もなくすべて順調にことはこばれたのでは決してない。さきの4月限売買中止に際して異議を申し立てた武川清右衛門あるいは脇山格正等——創立事件時の旧米商総代あるいは実力行使のリーダー格の人物——によって、藤本清兵衛他5名のいわゆる磯野派の罪状追求の抗論があり、創立事件以来の宿憤が形をかえて表現されたといってもよい一幕もあったわけである。また会所役員の変更を見るに、12年9月に磯野小右衛門が頭取を辞職し、その跡を襲った芝川又平は14年3月に玉手弘通にその職を引継がせ、肝煎には12年9月加藤祐一、13年3月玉手弘通・兼松房次郎等の有力者が登場した。

このようにして13年10月1日、米商会所営業停止が解除されるまでに取引の整理がすすめられ、他方、政府も米商会所条例の不備を痛感してこれが改正をなした。このことによって、結果的には投機取引は拘束されることとなり、市場における売買取引は次第に衰微の兆を呈するにいった。

註

- (1) 小谷勝重『日本取引所法制史論』
- (2)(3)(4)(5) 大阪府取引所関係書類写
- (6) 明治前期財政經濟史料集成 11—2 「明治年間米価調節史」。食糧庁『日本食糧政策史の研究』(1)
- (7) 大阪商業史資料 20—94
- (8) 中沢弁次郎『日本米価變動史』
- (9) 芝川又四郎『芝蘭遺芳』
- (10) 大阪市編『大阪商業史』『大阪堂島米商沿革』
- (11)(12)(13)(14) 関西大学蔵 堂島文書
- (15)(17)(18) 明治13年記録「四月限売買中止一件」
- (16)(19) これらの諸表も同上記録によって作成した。